
プロジェクト リース

項目 第 124 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 124 回リース会計専門委員会（2022 年 11 月 22 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

表示及び注記（単体財務諸表における注記の取扱い）

2. 「区分表示の定めに対する補足情報」の開示を単体財務諸表でも求めているが、他の会計基準の単体財務諸表における取扱いで、同様の形で注記事項として開示を求めている基準があるかご確認いただきたい。

金融商品会計に関する実務指針の改正案（建設協力金等）

3. 小売業におけるセグメント注記では、建設協力金の投資額が固定資産の増加額として開示されている例がある。改正リース会計基準で、建設協力金とリース負債を相殺する場合、固定資産の増加額について総額で開示されるか純額で開示されるかご検討いただきたい。
4. 貸手について、フリーレントについて会計処理する期間を明確化したことと同様に、契約期間が何を指すのかについても明確化してはどうか。
5. サブリースにおける借手と貸手の会計処理の整合性も考えると、借手のリースと貸手のリースの条件が同じ場合、敷金のうち将来返還されない額は、借手と貸手の会計処理をミラーにする方が、実務上の混乱がないのではないか。
6. 建設協力金をディフィーゼンスするケースもあり得るので、金融商品の相殺に関する原則的な取扱いも記載してはどうか。

7. 敷金は金融商品であり、敷金の差入時の会計処理や差額がある場合の費用配分等の会計処理だけが金融商品実務指針に定められているわけではないため、会計処理の一部を改正リース会計基準等に移動することに違和感を感じた。
8. 敷金の会計処理の一部を改正リース会計基準等に定めるのであれば、金融商品実務指針の中で、建設協力金等の預り預託保証金が金融商品会計基準の対象であることを明示して、そのうえで改正リース会計基準等に定められている部分があることを分かるようにすると会計基準の適用関係が明確になると考える。また、会計基準に記載する際に、預り保証金の敷金以外、預り敷金、差入敷金、差入敷金以外の保証金のように分類して記載することをご検討いただきたい。
9. 将来返還される敷金を取得原価評価すると、金融商品の時価等の開示において時価との差額が生じるような開示になってしまう。そのため、将来返還される敷金を公正価値評価に限定する方が開示も含めて整合感がある会計処理になると考えられる。

以 上